

特定秘密保護法案に対する慎重な審議を求める意見書

政府は特定秘密保護法案を今国会に提出し、衆議院段階で採決され、現在参議院において審議が進められているが、国民の間には、過去の戦争での経験と相まって大きな不安が生じている。

この特定秘密指定は行政機関の長がおこない、対象となる防衛、外交等の具体的範囲が明確でなく曖昧なものであること、適正に運用されない場合、憲法で保障されている基本的人権を侵害する恐れがあることなどが指摘されている。行政機関が保有する文書等は、主権者である国民に対する説明責任のため情報公開制度の対象とされることが基本である。また、広範な情報を特定秘密とすることによって報道機関の取材活動を委縮させ、国民の知る権利や言論を大きく制限されることなども危惧されている。

よって国においては、国民の権利侵害をすることのないよう、同法案に対しより慎重な審議を行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。